第17号様式(組合員等の持分の払戻等請求書)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 組合員等の持分の払戻等請求書 | | | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  組合等の名称  代表者　　殿  小野町長　氏名  地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第74条第1項の規定により先に差し押えた下記滞納者の持分の払戻(譲受)を請求します。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | |
| (組合員等)  滞 納 者 | 住(居)所 | | |  | | | | | | | | |
| 氏名 | | |  | | | | | | | | |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 期別 | | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | | 滞納処分費 | | 備考 |
|  |  |  | |  | 円 | 円 | 地方税法による金額 | 円 | 地方税法による金額 | 円 |  |
|  |  |  | |  |  |  |  | |  | |  |
|  |  |  | |  |  |  |  | |  | |  |
| 持分の払戻(譲受)請求の予告をした年月日　昭和　　年　　月　　日 | | | | | | | | | | | | |
| の種類及び口数等  払戻(譲受)請求をする持分 |  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |

備考　「滞納処分費」欄に掲げる金額はこの通知書作成の日までのものです。

記載要領

この請求書は、徴収法第74条第1項の規定に基づき町長が組合等に対して、滞納者の持分の払戻し等を請求する場合に使用する。